

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成29年6月26日（月）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○請願第2号「骨折、転倒、急病などで短期間の回復が見込まれる高齢者への回復支援家事援助サービスの検討を求める件」

○請願第3号「認知症高齢者等の在宅介護者のリフレッシュ等を図る支援事業の検討を求める件」

植竹委員長

初めに、請願第2号で32名、請願第3号で30名の署名が追加されましたので報告いたします。

本日は、参考人として、西村 園子さんにご出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、西村参考人に、10分程度でご意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見】

西村参考人

所沢の保健・福祉・医療を考える会の書記をしております、保健師の西村と申します。今日は説明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

ございます。小西代表が病氣療養中のため、かわりに説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。当会は介護保険等の学習会、施設見学、講演会を開催し、市との話し合い、提言活動を行ってきました。所沢市高齢者福祉計画推進会議のメンバーとして参加した経緯もあり、傍聴も継続しております。昨年は市に対して、今回の請願と同じ要望書を他の福祉団体数団体と共同で提出しました。私たちの身近で起きている事例、介護の会などでの発言などから今回の請願はどうしても必要であると思っています。

まず初めに、請願第2号「骨折、転倒、急病などで短期間の回復が見込まれる高齢者への回復支援家事援助サービスの検討を求める件」について説明させていただきます。昨日まで元気だった人や、家族の世話をしていた人が突然の転倒や急病で動けなくなることがあります。入院中であれば退院前に介護保険の手続きが可能ですが、通院レベルだと当日から生活が困ります。あり合わせの食料でしのいだり、家族やご近所の手助け、シルバー人材センターのサービスなどを使うにしても、1カ月から3カ月程度の短期間で回復が見込まれる場合は短期集中型のサービスが求められています。一般に介護保険は認定後6カ月、1年後の更新というように長期の介護を想定しています。そのため介護保険の手続きに手間取り、治ったころにサービスが始まったという話はよく聞きます。サービスを前倒しで利用しても、認定後に利用料の9割が戻らないかもしれないリスクを恐れて、利用をためらう人がいます。市が新たに取り

組む新しい総合事業の短期集中型サービスは当事者のリハビリテーションが中心で、家事援助ではありません。手首や、肋骨の骨折、インフルエンザなど短期間で回復の見通しの立つ場合は地域包括支援センターの総合相談の中で介護保険外の短期集中サービスを利用できれば、本人の速やかな回復に役立ち、介護予防になります。添付資料1にも示されていますとおり高齢者一般、要支援・要介護高齢者、介護サービス未利用者の利用したいサービスはともに緊急時に支援・救助するサービスの割合が最も高いです。参考までに東京都新宿区のサービス内容は朝9時から午後5時までの間で1週間に6時間まで3カ月以内となっています。利用料は1時間300円、2割負担の方は600円となっています。請願第2号については以上です。

次に、請願第3号「認知症、高齢者等の在宅介護者のリフレッシュ等を図る支援事業の検討を求める件」についてお話しします。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、コミュニケーションの難しい認知症の方の在宅介護は介護保険サービスを利用していても厳しいものがあります。添付資料1に示されていますように、平成26年、29年の実態調査によると、核家族化に伴い、夫婦間の介護、老老介護が増加しています。介護者の負担感は78パーセント、心身の健康状態の悪化が45.1パーセント見られます。介護期間が長期化し、2年から10年が60.6パーセントで先の見通しが立たない、自分の自由になる時間がない、自分の具合が悪いときにも手助けがないことに悩んでいます。デイサー

ビスやショートステイを利用している人も夜間の介護で寝不足になったり、デイサービスやショートステイになじめない認知症の方もいて、現在の短時間の訪問介護だけでは介護者の負担軽減が難しいのが現状です。東京都杉並区や新宿区の事業は介護者のための年間24時間、1日最大6時間までの訪問介護サービスで、認知症の高齢者が住み慣れた家にいながら、介護者の希望する時間に合わせてリフレッシュを図れる制度として支持されています。1日最大6時間利用した場合、排せつの介助なども含まれるので、専門職による介護が必要になります。現在参加者が少ない認知症カフェや介護者の集いも、この訪問介護サービスがあれば参加しやすいと思います。予算をつけても介護者の77.6パーセントが家族会に参加しない、参加できない現状があります。認知症の方の介護は本人の言動を否定せずに、できることに目を向け、寄り添うことが基本ですが、良いケアを行うためには介護者のQOL、生活の質も尊重される必要があります。介護者の過労やストレスによる共倒れ、うつ、自殺、虐待、心中、殺人など悲しい結末を少しでも減らせるようにこの支援事業の検討をぜひお願いしたいと思います。警察庁によると2011年から5年間で介護疲れによる殺人が142件あり、約4割は加害者、被害者ともに65歳以上の高齢者でした。厚生労働省の認知症施策である新オレンジプランの柱の一つに介護者の支援が認知症の人の生活の改善につながるとあります。65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症と、またその予備軍の時代を迎え、介護者の心身の負担を軽減する支援、介

護者の生活と介護が両立し、在宅介護が長続きするような所沢市独自の政策を検討していただきたいと思います。第7期の所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で要介護3以上が給付の対象となると、ますますこの制度の必要性が高まります。請願第2号、第3号ともこの機会に準備、検討をお願いいたします。

【参考人意見終了】

植竹委員長

以上で参考人からの意見の開陳は終了しました。

次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

また、請願第2号及び請願第3号に係る質疑は、請願ごとに行いたいと思っておりますがよろしいか。

(委員了承)

【参考人への質疑】

・請願第2号について

大館委員

今回の請願で検討を求めるとのことだが、検討でよろしいか。

西村参考人

そのとおりです。検討をお願いするものです。

福原委員

請願第2号の回復支援家事援助サービスの検討について、背景がさまざま要旨、理由に入っているが、参考人のわかっている範囲でこういった実例があるか。現場でこういうことがあって、こうなのだと困ってらっしゃることと思うが、思いがあれば1つ2つ参考にさせていただきたい。

西村参考人

私の知っている方が、手首を転んで骨折したことがありました。ちょうどご主人の介護をなさっている方でしたが、その日から大変で、非常に困って、ケアマネジャーとも知り合いなので、すぐに自分の介護保険の手続きをしてほしい、全額自費でもいいからすぐにサービスを受けたいと言いましたが、すごく時間がかかって実際に始まったのは1カ月ぐらい後でした。

またもう1人、転んで膝を痛めた方もリハビリやその他いろいろ希望していましたが、結局認定が始まるまでも時間がかかるし、実際のサービスが始まるまでも1カ月以上かかっておりまして、その間お尻ですべて家の中を歩いていたと聞いております。

最初の相談の時点で訪問してくださる方がまず遅く、いろいろな手続きが入るとさらに遅れてしまうので、短期に限っては地域包括支援センターで簡易型の判断をして、アセスメントできれば、短期間で済む事例に関しては余分な手続きを取らずに済むのではないかと思います。

福原委員

実際手首を骨折した方や膝を痛めた方の2つの例が挙げられたが、その方は実際にこのサービスがまだできていないから、いろいろなことをされたと思うが、その結果どのように対応されたのか。

西村参考人

本当に困っていました。個人的に何時間いくらかでお礼をして買い物をお願いしたり、家の中のことは仕方ないから自分でしていましたが、パニック状態で、ご主人の介護はショートステイを使いましたが、そこに至るまでが非常に精神的に大変でした。

平井委員

私も母親を9年間介護した経験があつて、介護している人もされている人も大変な状況の中で議会活動をした経験がある。このような質問をしたこともあつて、すごく共感できる内容だ。この中に資料が入っていて、所沢市高齢者福祉・介護実態調査結果報告書の中でも回復期の支援が大事なので、こういうことがあったらいいと数字が出ている。この結果についてどう分析されているか。説明しながら、この辺を伺いたい。添付資料1の表があるが、実態調査結果報告書の中で高齢者にとって住みやすい生活環境を整備するためにどのようなサービスが必要だと思いますか、3つまで書いてくださいという設問では、緊急時に支援・救助するサービスが1番高く、問8-8、高齢者支援のサービスとして、利用したいサービスはありますかという設問でも、緊急時に支援・救助す

るサービスが高いが、今話したことを含めながら、実態調査の結果をどう分析されているか話していただけるとありがたい。

西村参考人

介護者は持病を持っている高齢者が多いです。今は何とかやっていますが、自分が具合悪くなった時にどうしようという不安を常に抱えています。急に困った時の手助けがないということも気がついているから、こういうサービスがあれば良いなという希望を実態調査で書かれたのだと思います。

平井委員

こういうサービスがあれば、介護保険制度にかからなくても早く自立できるというところが、この事業の良いところだと私は思ったが、そういう理解でよろしいか。

西村参考人

そのとおりだと思います。

・請願第3号について

大石委員

認知症の方を家族に持つ方が、家族の会になかなか入ってこられないという説明があったが、その辺の現状についてどうしてなのかというような分析をされているか伺いたい。

西村参考人

地域ケア会議などで、地域包括支援センターの報告が毎年ありますが、

私は新所沢地域に住んでおりますが、参加者は大体2、3人です。来た方はもちろん満足していますが、来られない理由としては、遠い、時間が合わない、家族の会の時間帯も皆に合わせているわけではないので、例えば本人を連れていかなければならないのか、本人の前で言いにくい話もあるし、かといって預かってくださる方もいないといったいろいろな事情が絡んでいるようです。遠い、時間が合わない、本人をどうしたらよいかという問題があります。

大館委員

請願第3号についても、検討を求めるということによろしいか。

西村参考人

そのとおりです。検討をお願いするものです。

【参考人への質疑終結】

植竹委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき、心から感謝いたします。

本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

休 憩 (午前9時18分)

(参考人退室)

再開 (午前9時19分)

【質 疑】

・請願第2号について

大館委員

この請願の内容について、検討することは可能なのか。また、どのようになれば検討することができるのか。

瀬能高齢者支
援担当参事

検討は可能か、ということですが、今年度、平成30年度から平成32年度までの3カ年を期間といたします第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行っております。その中で検討することは可能かと思われま。また、検討に当たっては、庁内プロジェクト等ございますので、そういった中で議題にするというようなことで検討は進められるかと考えております。

大石委員

認知症の方を家族に持たれている方は大変だと思うが、やはり財政状況、例えばこの新宿区と同様に一般財源で行うのは、現在の財政状況から考えると所沢市の場合は今のところ非常に難しいかと思っている。現在、市としてはどのように財源の手当てをしていくのか。また、あわせていくらぐらいかかるのか。

瀬能高齢者支

おっしゃるとおり、新宿区で行っている事業を所沢市において一般財

援担当参事 源で実施するとなると、なかなか難しいかと考えております。また、新宿区で実施している回復期の生活支援サービスにつきましては、新宿区の平成29年度予算で申し上げますと504万円、介護者リフレッシュ支援事業については、同じく平成29年度予算で5,461万3,000円ということでございます。

赤川委員 現在、介護認定にかかっている時間はどのぐらいか。

井上介護保険課長 5月末現在で、46、47日の期間です。

赤川委員 その期間は他市と比較してどうなのか。また、少しでも短縮するための試みはあるか。

井上介護保険課長 例年3月から4月の申請者がふえているので、5月末はふえている状態ですが、他市と比較すると大体同じような状態です。本来は申請から認定まで30日以内ということですが、40日をこえているところが多いと聞いております。また、所沢市では、昨年から通常の介護認定審査会に加えて、臨時に審査会を行うことで日数を短縮するという対策はとっております。今年度はまだ臨時審査会を実施しておりませんが、近いうちに開催するよう指示をしているところでございます。

赤川委員

対象者によって事情があるということで、例えば緊急性があるなどの優先順位はあるのか。それとも一律受付順なのか。

井上介護保険
課長

例えば、がん末期の方などの特別な事情がある際は、申請のときに相談を受けておりますので、できるだけ早めに対応しております。

赤川委員

先ほど、第7期計画の話があったが、現在の総合事業の中で、請願者の要望等について少し工夫すればできそうな事業はあるか。

瀬能高齢者支
援担当参事

例えば、介護者へのサービス、緊急のサービスということになりますと、総合事業については要支援1、2の方のサービス、及び事業に適した方に対するサービスということで移行しておりますので、若干対象が違ってくるのかと思います。総合事業の中でそれをカバーするということにはならないと考えています。

中村委員

例えば、骨折し、身の回りに頼る方がいない、買い物も大変だという場合に、市は相談を受けたら何をするのか。

井上介護保険
課長

市でも相談を受けますし、地域包括支援センターでも相談を受けますが、そういったご相談があった場合には介護認定の申請をすぐにしてい

ただくように説明します。申請をすると当日から介護サービスの利用が可能ですので、そういったご案内をいたします。

中村委員

申請をすると当日から介護サービスの利用は可能だが、ではなぜこういうものがあつたほうがよいということが平成26年の調査で出てくるのか。利用可能なら利用すればよいのではないか。

瀬能高齢者支
援担当参事

緊急のサービス利用ということに関しましては、緊急通報システム、救急医療情報キット、トコロみまもりネットといった事業を第6期計画の中に位置づけています。実態調査は第6期計画の基礎資料として実施したものでございますので、この結果から計画に位置づけているということでございます。

中村委員

状況はもしかしたら把握できるかもしれないが、緊急通報システムもトコロみまもりネットも、買い物には行ってくれない。誰が買い物に行ってくれるのか。

瀬能高齢者支
援担当参事

課長が申し上げたとおり、介護保険のサービスを緊急的に利用していただくというところが現在の手段というところかと思えます。

中村委員

ほとんどの人は、そのような場合に利用するのか、利用しないのか。

井上介護保険
課長

すぐに使いたいというご相談に対し、電話や窓口等でご案内しております。また、ケアマネジャーがすぐに利用できるということは把握しておりますので、ケアマネジャーがご本人に勧めて使っているという話は聞いています。ただ、その都度市に対して報告するということはしておりませんので件数は把握しておりませんが、実際に使っているというお話は聞いております。

中村委員

添付資料1の平成26年3月の調査報告書では、現実的には紙おむつよりも緊急時に支援・救助するサービスのほうが必要だという実態調査の結果が出ている。報告がまとまってから今までの間に、こういった対応をしたのか。

瀬能高齢者支
援担当参事

紙おむつについてでしょうか。

中村委員

緊急時に支援・援助するサービスに対するニーズがものすごく高い。これが平成26年3月の結果だが、その後どういう対応をしたのか。

瀬能高齢者支
援担当参事

緊急的に利用できるサービスについてということにつきましては、第6期計画の中で事業を位置づけたということは特にございませぬ。

植村福祉部長 この添付資料1につきまして、緊急時に支援・救助するサービス、と
なっておりますので、先ほど参事が申しあげました緊急通報システム、
救急医療情報キットなどに力を入れたものでございます。また、別の項
目として、買い物や手続きの代行をするサービスとありますので、何か
あったときに助けに行くサービスを優先し、次にニーズの高い紙おむつ
というところに取り組むこととしたのが第6期の計画でございます。

中村委員 緊急通報のように何かあった時に助けるサービスは力を入れ、家事援
助などは制度化されなかった理由は何か。

植村福祉部長 財政上の問題、これは先ほど申しあげたとおり、介護されている方を
助けるというよりも、介護している方を対象としますので、なかなか介
護保険での対応が難しいものとなります。そうすると、一般会計で対応
するとなると、新宿区の場合で5,000万円以上かかる費用を所沢市
で実施する費用は回せなかったということでございます。

中村委員 請願第2号に関して、新宿区と同じようなサービスを所沢市で実施す
るとして試算すると、いくらぐらいかかるのか。

井上介護保険 請願第2号と第3号を合わせた金額で、7,885万円程度かかると

課長

試算しています。新宿区の予算に関しましては、2分の1が東京都からの補助金ということで、区の負担としては約2,980万となりますが、埼玉県では補助がありませんので、7,885万円全額が市の負担となります。割合で考えると、新宿区の2.64倍程度の市の負担があるというふうに試算しております。

平井委員

今の計算は、対象人数を何人ぐらいと見込んでいるか。

井上介護保険

人口割合、高齢化率をみて計算しましたが、新宿区の5月末現在の人

課長

口が34万1,502人、65歳以上の人口が6万7,237人です。高齢化率が19.7パーセントということです。所沢市は、人口は概ね同じですが、65歳以上が8万8,880人となっており、高齢化率は25.8パーセントです。高齢化率を比較して、その分を上乗せして計算しております。

平井委員

実際にやっていないので、架空の数字ということで、それだけかかるということではない。聞きたいのは、介護保険の利用者もふえ、認定者数もふえて介護保険の利用料を上げるような状況があるが、このことを行うことによって、介護保険を利用する方が減るということではこちらの財源が豊かになるということも考えられる。それについても何か検討しているのか。この事業を行うことで、介護保険利用者が少なくなり、

元気なお年寄りがふえる、そういう逆の方向で考えていくことのほうが大事だと思うが、その点についてはいかがか。

瀬能高齢者支
援担当参事

いわゆる介護予防という考え方、総合事業というものがあり、実際に介護予防事業の中に少しずつ介護保険の制度がシフトしていったという現状がございます。介護認定を受けないという方向は、そういった形のサービスの提供の中である程度実現ができていくのかと考えております。ですから、本サービスを移行することによってということのシミュレーションまでは今のところ行っておりません。

平井委員

そういった意味では介護予防というのは、とこしゃん体操、お達者倶楽部ぐらいしか思い浮かばない。これからの高齢化社会に向けては介護保険を受けないためのさまざまな施策が本当に必要になってくるが、そういう視点が今の所沢市にはないと思う。今後はそういうことを考えていかないと、元気なお年寄りよりも、介護保険を受ける人や病気の人がふえて財政を圧迫するので、遠い将来的にはこういう事業がたくさんあったほうが所沢市の財政にとってもよいと思う。今ここで財政的な面で方向性を決めてしまうのはあまりにも拙速かと思うので、どのように考えているのか伺いたい。

植村福祉部長

おっしゃるとおり、元気な高齢者をふやして介護保険に関わらなくて

もという視点は重要なことをごさいますて、そういったところから介護予防により力を入れた介護保険制度になってきていると思います。ですから、介護認定を受けていない、チェックリスト等を活用してまだ介護認定までいかない方等も含めて、総合事業の中で、元気な高齢者をふやしていくことを考えております。今は現行制度や短期集中型ぐらいしかできておりませんが、今後、多様な担い手による身近なところで元気に活動して介護予防するものや、お達者倶楽部、トコロん元気百歳体操などを含めてやっていき、元気な高齢者をふやしていくというものです。

小林委員

私も2年ぐらい前に、手術しなければならぬがその後に1、2週間ぐらい買い物だけでもやってもらえないだろうか、介護保険ではだめだと言われたという相談を受けた。そうしたことで、このような制度が必要だと改めて思ったが、それなのに先ほど課長からそういった相談は件数として把握していないと答弁されていたと思うので、その点についてもう一度伺いたい。

井上介護保険

直接相談に来られるのは月に1、2件というところがございますが、

課長

ケアマネジャーが直接相談を受けて申請をしている数は把握できておりません。

小林委員

ケアマネジャーからの件数は把握していないということか。

井上介護保険課長 市に相談された分についてはわかりますが、ケアマネジャーが直接相談を受けて、その後申請をしているものは、暫定プランを使うか使わないかという件数までは、市のほうでは把握できていません。

小林委員 そういったケースも含めて把握していく必要があるのではないか。

井上介護保険課長 全ての事業所のケアマネジャーに暫定プランを使った場合は必ず報告をするようにということにしないと、市のほうで把握することは難しいと思いますので、そのあたりは今後考えたいと思いますが、今のところは難しいと考えております。

中村委員 新宿区の事例で1時間300円ないし600円とある。おそらくこれは一般会計でやられていると思うが、実際にかかっている金額と税金の負担の割合は大体どのぐらいか。1時間このサービスが利用されていると、利用者は300円ないし600円しか払っていないが、実際に税金として出ていく部分は大体どのぐらいの割合か。

瀬能高齢者支援担当参事 こちらは300円の場合1割負担と聞いておりますので、3,000円ということになります。

中村委員 例えば負担割合を変えていくとか、こうしたサービスを行っているとしても自治体によって違うのか。

瀬能高齢者支援担当参事 杉並区の事例でも、1時間利用が300円と聞いております。どれだけ他市で行っているかというのわかりませんが、一般財源でやるという中で、市のほうでそれぞれ工夫をして決めているのではないかと思います。

中村委員 利用者の自己負担は少ないにこしたことはないが、財政上の限界もある中で、他市事例を見ながらという部分があるにしても多少変えながら制度として確立させていくことは不可能ではないと思うが、いかがか。

瀬能高齢者支援担当参事 先ほど申しましたように、やはり一般財源ということが前提になりますと、なかなかそのあたりが難しいと考えております。今、実際に介護保険のサービスとして地域支援事業や介護予防事業ということで、対象者が年々広がってきている状況がございます。その中で、いわゆる介護保険内のサービスと介護保険外のサービスを一体で利用できるということの議論が国の中でもあると聞いております。来年度から東京都と豊島区が連携して、いわゆる選択的介護というサービスの利用方法を、実際にモデル事業を行って検証していくという情報も入っております。ですので、介護保険の制度の中でそうしたものがある程度使えるようになる

ってくるような流れになってきているという情報は把握しておりますので、そのあたりの動向は注視してまいりたいと思います。

赤川委員

添付資料1の131ページの間8に示されているが、実態調査報告書では紙おむつのサービスと緊急時支援するサービスというのが回答が多い。このあたりの実態調査の結果をどのように分析しているか。

瀬能高齢者支援担当参事

緊急時の支援・救助サービスが1番多いということで、それに対して実際にどういったサービスが必要なのかという分析の結果、先ほど申しましたような事業を行ったということでございます。それから、紙おむつの給付サービスが次に多いということでございますので、いわゆる高齢者支援サービスということで、こうした選択肢の中でどういったものが必要なのかということの中で、第6期計画の中ではどういう対応をしたのかということになりますので、分析の結果、市としてはそういう事業を位置づけたということです。

赤川委員

所沢市の場合は特色として、介護保険会計の中で紙おむつに毎年かなり予算を使っている。この紙おむつの支給サービスについてはどういう分析や評価をしているか。こうした実態調査の回答もあるので今後もこのまま継続していくとか、当然財源の限界もある中でいろいろな緊急時のサービスに予算を振っていかなければならないとか、優先順位も含め

てどのように分析しているのか。

植村福祉部長

おっしゃるとおり、介護保険会計もある程度限界がある中で第7期の計画を検討する中では、紙おむつのサービスにつきましても、皆さんの要望が高いかもしれませんが見直しも必要かと思っております。

福原委員

請願者の理由の中に、本請願は短期間の通院在宅療養が必要な高齢者を対象としている点が異なるという文言がある。何らかの検討ができるのではないかという答弁があったが、実際に短期間の通院在宅療養が必要な高齢者に対する検討というのはどういったことが考えられるのか、もう少し具体的にわかることがあればお示しいただきたい。

瀬能高齢者支

援担当参事

実際に第7期計画の中で検討ということになりますと、こういったサービスの必要性、実際にどんなサービスが行えるのかということは、一般財源という話もありますので、そうした財源の問題等もございませう。そういう中で、第7期計画につきましては、実際にこのサービスが提供できるかどうかも含めて一から検討していくこととなります。今現在、これをどうするかという方向性につきましては、この場でお答えするのはなかなか難しいと思います。

福原委員

一度ゼロベースというか、まずは実態がどうなのかを含めて、確認し

ていく作業もそこから始まっていくと思う。実際に、現場の声としてはこのように困っていることがあると考えていて、これからも高齢化社会が広がっていくと考えると、こうした声が多くなる可能性もあるのは十分わかると思う。その中で、一番のネックは財源ということで今議論されていた。先ほど中村委員からも、自己負担の割合をどうするか、各自治体の中でも判断できるのではないかと、ということもわかったと思う。そうであるならば、東京都が支援してくれるのと同じように、これからの介護保険制度の中で埼玉県からもそういう可能性があるのかもしれないが、そういう情報交換のようなことはできているのか。実際に、介護保険の見直しの中で市がつかんでいる情報があれば、財源確保やいろいろな支援のやり取りとか、具体的な実現するための協議のようなことが水面下で進んでいることはあるのか、あればお示ししたい。

瀬能高齢者支援担当参事

特に水面下でということはありませんが、埼玉県からは当然今後情報収集していきたいと考えております。

小林委員

今財源のことがいろいろと出たが、実態調査報告書の中では、どれを見ても緊急時支援救助サービスの要望が一番高い。せっかく調査し報告書を出しているのに、それをどう生かして、解決するためにどうしようかということは、この第7期の中で検討することも可能だという答弁があったが、この間に全然こういうことはなかったのか。

植村福祉部長

この実態調査は、第6期計画に向けての基礎調査でございますので、第6期計画の中では先ほど申し上げた形で事業をさせていただきました。時々委員からもこうした質疑を受けましたが、その時点ではそうした事業の実施は考えておりませんでした。また第7期計画に向けては実態調査をし直しましたので、新たな結果を見て検討していくものと考えます。

小林委員

その第7期計画に向けての実態調査はまだ公表されていないのか。

植村福祉部長

大体まとまっておりますので、今定例会終了後には皆様にもお配りしたいと思います。

平井委員

実態調査を基に第7期計画で検討課題という答弁があったが、諮るということは市が提案をしてということになると思う。委員がそうした発言を待つのではなく、市もきちんとそれを考えて提案する方向という理解でよいか。

瀬能高齢者支

援担当参事

先ほど冒頭に申しあげました計画策定の検討の中で、いわゆる庁内プロジェクトとして取り上げ、その結果を高齢者福祉計画推進会議でお示しすることは可能だと考えております。ただし、推進会議につきまして

は委員長が招集、開催するものですので、そのあたりの調整は必要だと思っております。

・請願第3号について

中村委員 請願の要旨の中にもあるが、残念ながら介護に関連して、自ら命を絶つということについて、参考人から意見があったわけだが、所沢市においてそういった事例があることは把握しているか。

瀬能高齢者支援担当参事 介護の負担感が原因かどうかということまではわかりませんが、そのようなケースがあったということは聞いております。ただし、プライバシーの問題もありますので、詳細については把握しておりません。

中村委員 それは、1件ということではなく、あるということか。

瀬能高齢者支援担当参事 そのとおりです。

赤川委員 今、所沢市で介護者のリフレッシュに関して、関連した事業について説明願いたい。

瀬能高齢者支援担当参事 在宅介護者のリフレッシュ事業ということでは、要介護4、5の方で

援担当参事 寝たきりあるいは認知症の高齢者の方を介護している方を対象に、年額4万円のねたきり老人等介護者手当を支給している事業があります。それから、要介護4以上の認定を受けている高齢者の方を自宅で介護している方を対象に、はり・きゅう・マッサージの施術を利用できる在宅介護リフレッシュ事業を実施しております。それから、各地域における地域包括センターが開催しているものですが、介護者の集いという事業を行っております。それから、認知症高齢者の方や家族の方が地域の人や専門家と相互に情報交換ができるということで、市内9カ所に認知症カフェを開設しております。主な事業はこの4つです。

赤川委員 利用者が利用しやすいサービスという意味で、所沢市がやっている今のサービスについて、今後こういう形でというような課題があれば伺いたい。

瀬能高齢者支援担当参事 それぞれのものがありますが、やはり、まだまだ利用していただきたいということもありますので、さらに周知に努めていきたいと考えています。

平井委員 認知症カフェに行きたいのだけれども行くことができない人の実態などはつかんでいるのか。

瀬能高齢者支援担当参事	認知症カフェは市内9カ所で開催しておりますが、平成28年度の実績としましては、全体の回数で延べ90回実施しており、参加人数は、延べ1,292人です。参加されない方についての把握はしておりません。
平井委員	認知症カフェは誰が開催しているのか。実態がなくボランティアでやっているのか。どういう形でやっているのか。
瀬能高齢者支援担当参事	いろいろありますが、特別養護老人ホームの中での地域交流室などで、社会福祉法人等が実施しています。
平井委員	それは、そこに関係している人の集まりであって、一般の介護に困っている人、個室で困っている人が行けるものではないのではないかと。請願の趣旨は、行きたいけれども行けない人のためにそういうものを作ってほしいというもので、行けない人たちをどうするかということではないのか。
植村福祉部長	委員ご指摘のように、例えば特養の中の地域交流室でやっているから、そこの方たちじゃないと行けないのではないかと考える方もいるかもしれないので、そうではなくて、どこの方でも近くにある所に行っていたり、ただの場所であるということ、参事が申し上げたように、もう少し周

知を図らなくてはいけないと思っております。

平井委員

周知は大事だが、何度も言うように、行きたいけれども介護で手が離せなくて行けないという人がいて、そういう方のために請願が出てきたのだと思う。時期は不明なのだが手持ちの資料で、毎日新聞社で介護殺人事件44件を調べたら、半数近い20件が、加害者が昼夜を問わない過酷な介護生活を強いられていて、不眠で心身共に疲れ果てた末に犯行に及んだということがわかったとのことである。私たちが見えないところで、介護者が非常に過酷な介護をされているということがわかるので、個室で介護している方へのリフレッシュ事業がとても大事で必要だと思うのだが、部長の見解を伺いたい。

植村福祉部長

いろいろな事情があると思いますが、昼間等は介護サービスを使っていただいて、その中で行っていただくとか、また、認知症カフェなどは一緒に行っていただくことも可能だと思いますので、そういったことも含めて、先ほど申し上げました周知ということを考えたいと思います。

中村委員

先ほど、赤川委員からも指摘があったが、ねたきり老人手当で年間4万円とか、はり・きゅうとか、介護者の集い、認知症カフェはそこまではないだろうが、大体、これで総額はいくらぐらいなのか。

瀬能高齢者支 ねたきり老人等介護者手当については、平成28年度実績で1,120万円です。それから、在宅介護リフレッシュ事業については、少ない
援担当参事 ですが、14万6,000円です。

中村委員 かつて、ねたきり老人等介護者手当の方は、もともとは寝たきりの方
に対して出ていたものを制度変更したと記憶しているが、値段の部分な
どはどのようにして変わったのか。

瀬能高齢者支 その辺りの経緯については、把握しておりません。
援担当参事

中村委員 私の記憶では、当時、リフレッシュというものは必要で、介護されて
いる人ではなく、介護している人にスポットを当てて、制度変更をした
ものと認識している。それで、金額的なものがふえたのか減ったのかと
いうことについては覚えていないが、予算をふやしたか減らしたかとい
うことはわかるか。

瀬能高齢者支 そのあたりの把握はしておりません。
援担当参事

中村委員 そもそも、介護をされている方に対してスポットを当ててきたと思う

のだが、この制度は始まってから何年経っているのか。

瀬能高齢者支援担当参事 具体的な年数については手元に資料がありませんが、かなりの年数が経っているものです。

中村委員 介護保険とか介護の社会化ということが出てきて、寝たきり介護者に対する手当について、制度を見直したことがあるのか。

植村福祉部長 少しずつ見直しを行いました。というのは、在宅介護リフレッシュ事業などを行うときに、寝たきりの方も施設等の介護サービス等をあまり使っていない方という形で見直しをさせていただきました。これは、平成28年度に変えたもので、金額等は変えませんでした。そういったところを変えさせていただきました。

中村委員 もう少し具体的に説明願いたい。利用していない人のために利用するように見直したと言っても、どういうことなのかわからない。また、なぜそのような見直しが入ったのか、どういう目的があって見直しを行ったのかということについても説明願いたい。

植村福祉部長 ねたきり老人等介護者手当は一般会計ですので、財源の関係を全体的に見直さなくてはいけないというところで、とは言え、要介護4以上の

方は年々ふえていきますので、それをどんどんふやしていくのも少し難しいというところから、1年間のデイサービスなどを使う日数などを少し制限させていただき、より在宅で介護をされている方に対して支給するものにしようと思いました。施設等の介護サービスを使わないで自宅で介護されている人を、負担が大きいだらうということから対象としました。

中村委員

今の部長の説明を聞いて思うのは二つあって、一つは、一般会計であるがゆえに、なるべくさまざまな方に行き渡るようなシステムにしているということ。もう一つは、財政的な制約があるので、全体のパイをふやしていくわけにはいかないのだから、抑制政策をとっていく。そういうコンセプトでよろしいか。

植村福祉部長

そういったこともあります。より対象を広げようというよりは、より自宅で介護者を看ている時間が長い方を支援しようという意識だと思います。

中村委員

この制度については、他市においても同じようなものがあるのか。それとも、その辺は、例えば、リフレッシュ事業に特化したり、現金でお渡しをするなどいろいろなパターンがあるものなのか。

植村福祉部長

他市にも、いろいろなパターンがあります。所沢市より、より介護サービスを利用していない人に特化して、金額がもっと多くても、結局、対象者が1人しかいないようなところもあります。例えば、川越市などは、もっと金額は多かったとは思いますが、実際に支給されている人は少ないです。そういった他市の事例を見て、所沢市の検討の参考にさせていただきました。

中村委員

そもそも、この請願の趣旨は、実際に介護をされていて大変な方に対するリフレッシュを求めているわけだが、寝たきりの方を介護している方に対する年額4万円の手当というのは、どちらかというと、辛い人がリフレッシュするというものではないのではないか。

瀬能高齢者支

援担当参事

実際にねたきり老人等介護者手当の支給をさせていただいた方には、アンケート等も実施させていただいております。その中では、議員がおっしゃったような扱い方というものもあるかとは思いますが、自分のリフレッシュに使えてよかったというような意見もいただいておりますので、そういった使い方をされている方も多数いらっしゃるかと考えております。

中村委員

制度の目的というものも、もう少し具体的に言っていきたい。いろいろな使い方をする人がいるので、意見はたくさんあると思うが、4

万円出すというのは何をターゲットにしている、どこにどうしてほしいから出しているのか。

植村福祉部長

介護サービスをあまり使っていない方を介護している方は、それだけ負担がかかるということで、そういう介護をしている方を対象に、ねたきり手当を出しています。他市では介護サービスを使っていない方を対象に手当を支給しているという話も聞いています。所沢市としてはこういったねたきり手当など、リフレッシュの事業についても考えておりますが、財源の問題等を考えますと、今回のリフレッシュ事業については、国の方でも選択的介護のようなことも考えている、介護保険サービス、介護保険外サービスも受けられるようなことも話が出てきているという中では、今、所沢市で何千万もかけて一般財源を使って新しいサービスを作るのは、少し難しいのではないかとということです。

中村委員

確認だが、ねたきり老人等介護者手当の支給対象の検討に対して、市は介護サービスをあまり利用していないにもかかわらず、寝たきりの老人の方がいらっしゃる人が一番大変だろうということだから、その人になるべくお金がいくような制度にしているということか。

植村福祉部長

現状では、そのとおりです。

赤川委員 サービスの提供の仕方、所沢市は給付という形でかなり力を入れていると思うが、添付資料2で杉並区のほっと一息、介護者ヘルプという事業が紹介されていて、これはどちらかというとサービスの提供の仕方が違うが、この事業の取り組みについてはどのように評価しているのか。

瀬能高齢者支援担当参事 この事業は、新宿区で行っているサービスと同等のもので、家族支援ということでは、介護保険外サービスを一般会計の中で支援しているもので、評価と言われますとなかなか難しいですが、杉並区の場合は、東京都の補助等も出ておりますので、そういった中では、所沢市に比べてやりやすいところがあるものと考えております。

赤川委員 杉並区においても、ねたきり老人等介護者手当のような現金給付の方向をとっているのか。

瀬能高齢者支援担当参事 把握しておりません。

赤川委員 所沢市においても、利用しやすいサービスの仕方ということでは、杉並区の事業は参考にできないか。

瀬能高齢者支 杉並区だけでなく、新宿区の取り組みということもありますので、検

援担当参事 討する中で、そういったことも参考にしていきたいと考えております。

小林委員 私も経験があるが、これまではできたのにどうしてだというように、家族が認知症になっているということに気づきにくいことがある。また認知症の方は必ずしも介護度が高いわけではなく、身体機能がしっかりしていると、要支援や要介護の認定を受けていない場合もある。そういうケースでは在宅になることも多く、在宅介護者は24時間365日神経が休まることはない。その結果、介護者自身が倒れてしまったり、虐待ということにもなりかねない。そういったことを考えると、このリフレッシュ事業が必要だと感じるのだが、認知症カフェ、介護者の集いという場では情報交換はできるかもしれないが、これは心身ともに休めるようにということで求められているのだと思う。こういった内容について第7期計画の中で検討することについてはいかがか。

瀬能高齢者支援担当参事 介護者のリフレッシュ、介護者に対する支援については、先ほど申し上げたとおり、現在実施している事業もあります。これらも含め、第7期計画の中でどのように位置づけるかという検討はできると思います。

平井委員 全体にかかる質疑になってしまうのだが、請願にある実態調査の結果を見て、私たちにも足りないものがわかった。第1回の高齢者福祉計画推進会議の報告の中で、利用したいサービスとして、緊急時に支援・救

助をするサービスの項目が削除されていたとのことであるが、これはなぜか。

瀬能高齢者支援担当参事 国の意向による質問もあり、その中で、実態調査の調査項目については限られてくる部分があります。第7期計画を策定する実態調査については、昨年度、委託をして作成しましたが、その中では、質問項目について推進会議のご意見もいただきながら進めてきたものです。

平井委員 市としても認めていてそういったものが必要だとわかったので、今回についてはやらなくても方向性が決まったということか。

瀬能高齢者支援担当参事 第6期の実態調査を受け、第6期計画を策定しました。その中で、実際にこういったサービスについては、今後どうしていくかということ第7期計画の中で検討していくこととなります。方向性をどうするということよりも、これからそのあたりはどうしていくかということになるかと思います。

【質疑終結】

休 憩 （午前10時15分）

（休憩中に協議会を開催した。）

再 開 （午前10時30分）

【請願第2号の意見】

中村委員

至誠自民クラブを代表し、請願第2号に対し、意見を申し上げます。

理由ですが、こういった請願の中で取り上げられているサービスに対するニーズが高いということと、介護や子育てが社会化していく中で、切れ目のないサービスが求められているように、時代がどんどん変化しているという状況があると思います。ただし、単年度で多額の予算を要する事業でもありますし、一回事業化してしまうと今後の拡大が明らかですから、そのあたりは慎重に対応していただきたい部分もあります。なお提案ですが、市民ニーズも変化していますし、時代の状況も変わっていますので、一般会計に存するこうした事業については、既存事業の取捨選択をしていかないと、新たな事業の事業化は大分難しい状況があると思いますので、併せてそうしたことについても検討していただきたいということを申し上げ、この請願の採択を主張します。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、請願第2号に対し、意見を申し上げます。所沢市の行った高齢者一般の実態調査結果報告書の中でも、緊急時に支援・救助するサービスが72.6パーセントで最も高いということと、要支援・要介護高齢者の中でも、同じサービスが31.1パーセントと最も高いということでは、介護をしている方にとって最も必要な援助であると思っています。ぜひやっていただきたいということと、併せて、東京都では、都が財政支援をしていることから、所沢市とし

ても、埼玉県に対して財政支援を求めることを併せて要請しまして、採択の意見といたします。

【請願第2号の採決】

請願第2号については、全会一致、採択すべきものと決する。

【請願第3号の意見】

中村委員

至誠自民クラブを代表し、請願第3号に対し、意見を申し上げます。

請願第2号と同様の趣旨ということで、採択を主張します。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、請願第3号に対し、意見を申し上げます。先ほど質疑の中でも申し上げましたが、介護をされている方の実態調査である新聞社が調べた結果、半数近い人が、昼夜を問わない過酷な介護生活を強いられていたということで、本当に不幸な事件を起こしてしまうということでは、やはり介護者に対するリフレッシュ支援サービスは十分に必要かと思っておりますので、ぜひ近々に実施していただきたいのと、これについても埼玉県に財政支援を求めることを併せまして採択の意見といたします。

赤川委員

民進ネットリベラルの会を代表し、請願第3号に対し、意見を申し上げます。今回のリフレッシュ事業については、所沢市でもいろいろな試

みがされていますが、サービス提供という意味で、杉並区も参考にして、より幅広い、利用者が利用しやすいサービスを、特に第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中でしっかり位置づけていただくことを求め、採択の意見といたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表し、請願第3号に対し、意見を申し上げます。請願第2号と同様であります。請願第3号につきましても、執行部からは第7期の計画でしっかり検討していくことは可能であるという答弁がありました。所沢市ならではのサービス、何ができるのかということについて、しっかりと現場の声を聞きながら、なおかつ財源との調整を図りながら、所沢市ができることを一歩でも二歩でも前進できるような検討をぜひお願いすることを求めて、採択の意見といたします。

【請願第3号の採決】

請願第3号については、全会一致、採択すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前10時37分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第2回（6月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について